令和　８　年度

白石市道路台帳整備（更新）業務

特記仕様書

宮城県白石市

令和８年度 白石市道路台帳整備（更新）業務

特記仕様書

第１章　総　則

（適用）

第１条　本特記仕様書は、令和８年度白石市道路台帳整備（更新）業務（以下「業務」という。）に適用され、「受注者」が執行しなければならない基本かつ一般的な事項をまとめたものである。

（目的）

第２条　本業務は白石市（以下「発注者」とする。）が管理する道路の維持管理業務の効率化を目的とし、道路台帳図や道路台帳調書を作成・更新するものである。また、これらの内容を踏まえて発注者保有の既存システムについて、道路附属施設・舗装台帳及び属性情報の更新等の保守管理を行うものである。

（関係法令）

第３条　本業務は、本仕様書によるほか、下記の法令等によるものとする。

（１）道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行規則
（２）測量法（昭和24年法律第188号）及び測量法施行令
（３）航空法
（４）国土交通省公共測量作業規程及び公共測量作業規定の準則
（５）国土交通省道路施設現況調査提要
（６）地方交付税法（昭和25年法律第211号）
（７）白石市財務規則及び契約約款
（８）その他関係法令、規則、通達等

（守秘義務）

第４条　「発注者」及び「受注者」は、本業務遂行のため相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

（資料等の貸与）

第５条　「発注者」は本業務を実施するにあたって下記資料を「受注者」へ貸与するものとする。「受注者」は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務終了後は速やかに返却するものとする。万一、紛失もしくは破損した場合には、「受注者」の責任と費用負担において修復するものとする。

（１）道路台帳図平面図原図	1式
（２）道路台帳図	1式
（３）認定路線網図原図	1式
（４）道路台帳調書	1式
（５）橋梁台帳調書	1式
（６）その他必要な資料	1式

（再委託の禁止）

第６条　本業務で作成するデータについては、製造責任の明確化ならびに情報漏洩の保護のため、原則として再委託を禁止する。ただし、「発注者」の許可を得た場合にはこの限りではない。

（作業計画）

第７条　「受注者」は作業に先立ち、業務計画書、業務着手届、業務工程表、業務責任者通知書、経歴書、その他「発注者」が必要と認める書類を提出するものとする。なお、業務計画書及び業務工程表等の作成については、各作業項目の工程を十分に考慮し、円滑な業務遂行が図られるものとする。

（疑義）

第８条　本仕様書及び成果品等に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、「発注者」と「受注者」が協議の上、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

（業務の打合せ）

第９条　本業務期間中、「受注者」は「発注者」と緊密な連絡を保ち作業するとともに、「受注者」はその都度打合せ記録簿を２部作成し、「発注者」及び「受注者」が各々１部保管するものとする。

（契約不適合責任）

第10条　業務完了後、成果品が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、「発注者」の指示に従い必要な処理を「受注者」の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第11条　本業務において、使用または作成した成果品等は「発注者」に帰属するものとし、「受注者」は「発注者」の許可なく使用してはならない。

（検査）

第12条　「受注者」は、全業務終了後「発注者」の検査を受け、必要のある場合には速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

（工期及び成果品納入場所）

第13条　本業務の工期及び成果品納入場所は、下記のとおりとする。

工　　期　令和９年３月１９日

納入場所　白石市（建設部建設課）

（配置技術者）

第14条　「受注者」は、本業務の実施にあたって、委託契約約款第５条に規定する業務責任者を配置するものとする。また、業務責任者は、宮城県内の道路台帳業務の実績を有し、かつ測量士の資格を有するものとする。「受注者」は、成果品の提出に先立ち、測量成果、

図面、調書及び電子データ等について必要な確認を行い、その正確性及び整合性を確保するものとする。

第２章　道路台帳整備（更新）作成の業務内容

（業務概要）

第15条　本業務の概要は次のとおりとする。

（１）委託業務概要

１）道路台帳整備（更新）作成

２）各種調書等作成

３）特殊調書等作成

４）市道路線網図修正

（２）委託業務数量

１）台帳図作成

作業項目	作業数量
１．道路改良(1/500)	277.4m
２．道路改良(1/1,000)	608.7m
計	886.1m

２）調書等作成

作業項目	作業数量
１．道路改良(1/500)	277.4m
２．道路改良(1/1,000)	608.7m
計	886.1m

３）特殊調書等作成

作業項目	作業数量
１．関連接続路線の修正	１箇所

４）市道路線網図修正

作業項目	作業数量
１．網図原図修正	1式

（３）委託業務場所

１）白石市内一円

第３章　道路台帳基礎調査

（資料収集整理）

第16条　本業務を始めるにあたり、道路台帳平面図及び調書の更新・作成に必要な資料について、関係機関から収集・整理する。

第４章　　道路台帳（更新）作成作業

（要旨）

第17条　道路台帳（更新）作成作業とは、発注者等から収集した資料や、空中写真測量及び地上測量等の現地測量を併用し、道路台帳に係る平面図及び調書等を作成する作業をいう。

（作業区分）

第18条　道路台帳整備における作業区分は次のとおりとする。

（１）現況平面図作成

（２）道路台帳平面図作成

（３）台帳調書作成

第５章　　道路現況図平面図作成

（要旨）

第19条　作業は、道路台帳平面図の基となる地形、地物等を空中写真測量並びに現地測量により現況平面図を作成するものである。なお、条件は以下のとおり。

（１）対象とする地形図の縮尺：1/500、1/1,000とする。

（２）測量は、原則として位置表示、高さ表示ともに関係法施行令に基づいて実施する。

（作業工程）

第20条　道路台帳現況平面図作成の作業工程は、次のとおりとする。

（１）現地調査

（２）図化及び編集

（３）現地補測

（４）原図作成（道路台帳現況図作成）

（現地調査）

第21条　現地調査とは、地図作成の図化・編集作業に必要な各種表現事項、名称等について現地確認することである。現地調査における主な確認事項は、次に示すとおりとする。

（１）路構造物

（２）路面の種類

（３）道路付属物

（図化及び編集）

第22条　編集とは、図化素図及び現地調査成果等をもとに、図化規程に従った編集素図等の原図

調製に必要な資料を作成する作業をいう。なお、素図の編集は、描画濃度を一定にし、なるべく所定の線号で描画し、表現する各種対象物は正確に表示する。

（現地補測）

第23条　現地補測とは、編集素図に表現されている事項の確認及び必要部分の補備測量を現地にて行う作業をいう。

（１）現地補測作業は、次に定めるところにより実施する。

１）編集作業において生じた疑問事項、表現事項の確認

２）編集困難部分補測

３）境界及び注記の再確認

４）各種表現対象物の表現誤り脱落の点検補測

（２）現地補測で確認した事項については、編集素図及び資料を訂正し、原図作成に反映させる。

（原図作成）

第24条　原図作成作業とは、編集素図を用いて地図原図を作成するものであり、編集素図に描かれた各種表現事項を図式規程に従い、忠実に透写製図して行うものとする。

（１）製図する画線の太さ、記号の大きさは図式規程によることとする他、画紙のカスレ及び濃度の一定化には十分注意することとする。

（２）図面の製飾は、図面番号、図化縮尺、方位、撮影縮尺及び年月日、座標系、図面作成年月日、計画機関名、作業機関名、国土地理院承認番号、その他係員の指示するものとする。

（３）地図原図作成後、地図原図を裏焼きして複製ポジ原図（第二原図）を作成する。この第二原図は台帳平面図の基図として使用することとする。

第６章　道路台帳平面図作成

（要旨）

第25条　道路台帳平面図作成とは、道路現況を正確かつ迅速に把握し、道路管理行政を円滑に進めるよう道路法及び関係法で定められた構造物等の情報を盛り込んだ行政資料として、道路台帳平面図を作成する作業をいう。

（作業工程）

第26条　道路台帳平面図作成工程は、次のとおりとする。

（１）道路調査

（２）道路台帳図編集

（３）道路台帳図製図（道路台帳平面図作成）

（道路調査）

第27条　道路調査とは、道路台帳として必要な情報の細部項目について、現地にて調査補測する作業をいう。道路台帳用現地調査の対象として、道路法施行規則第４条の２に準じ、次の各号に定めるものを調査する。

（１）道路構造物
１）道路幅員が０．５ｍ以上変化する箇所の幅員測定（車道、歩道、分離帯、路肩、側溝、停車帯、道路交差点等）
２）橋、跨道、跨線橋の名称及び種類、延長、幅員
（２）道路の効用を兼ねる主要な工作物
１）堤防、護岸、ダム
２）軌道用の橋
３）踏切道
４）駅前広場
（３）踏切の名称、種類、幅員、延長
（４）占用物件
１）電柱（電力、通信）
２）郵便ポスト
３）消火栓
４）公衆電話
５）マンホール（上水、下水、電力、ガス、通信）
６）鉄道、軌道

（道路台帳図編集）
第28条　道路台帳図編集とは、道路調査で得た各種表現事項を図式規程に従って編集する作業である。編集する主な細部情報は、次に示すとおりとする。
（１）道路種別（等級区分）
（２）路線番号
（３）起点、終点記号

（道路台帳図平面図作成）
第29条　道路台帳図製図とは、編集図面を用いて、道路台帳原図を作成するものであり、道路台帳素図に描かれた道路の細部情報及び各種表現事項を、図式規程に従って透写製図して行うものとする。

第７章　道路台帳調書作成

（要旨）
第30条　調書とは、道路の現況を正確かつ迅速に把握し、道路管理行政を円滑に進めるよう道路法及び地方交付税法等の様式で台帳図と一体となるものである。

（作業工程）
第31条　調書作成の工程は、次のとおりとする。
（１）測定基図作成
（２）道路関連データの作成
（３）面積測定
（４）電算処理

（５）調書作成

（測定基図作成）

第32条　測定基図作成作業とは、調書作成のための集計・分類に必要な区割線及び座標測定と、道路関連データの抽出に必要となる事項を記入する作業をいう。

測定基図に記入する事項は、次の各号に定めるものとする。

（１）路線の番号

（２）区間番号

（３）橋梁、トンネル、踏切の整理番号

（道路関連データの作成）

第33条　道路関連データの作成とは、路線に区間設定を行い、各区間の情報を調査・抽出する作業をいう。作業対象は次に示すとおりとする。

（１）車道の舗装、幅員、延長

（２）路肩（左右ごと）の幅員、延長

（３）歩道（左右ごと）の舗装、路種、幅員、延長、面積、自転車、植樹施設

（４）中央帯の種別、幅員、延長、面積

（５）法敷の幅員、面積

（６）側溝（左右ごと）の種別、幅員、延長

（７）防護柵（左右ごと）の種別、延長

（面積測定）

第34条　面積測定は、測定用基図を使用して区間毎の面積、延長を求める作業をいう。

使用する機械は、座標測定機（デジグラマー）若しくは、これと同等以上の性能を有すると認められた測定機を使用するものとする。

（電算処理）

第35条　電算処理とは、面積測定及び道路関連データ作成時の各データを入力し、等級別及び路線ごとのデータファイルを作成する作業をいう。

１．データファイル作成の過程では、データに誤りがないか十分にチェックを行うものとする

２．路線ごとのファイルが完了すると、これより集計分類して各種調書を作成する。

３．道路台帳調書データの検証は、既存道路台帳調書データに従ったデータ構成になっているか論理確認を行う。また、入力漏れ、入力誤り、不整合データ等が確認された場合は、速やかに修正を行い、既存の道路台帳関係の蓄積データとの整合性を図ることとする。

（調書作成）

第36条　調書作成は各号に定めるものとする。

（１）認定路線調書

（２）道路現況調書

（３）部分自歩道調書

（４）地方交付税算定基礎資料

（５）道路台帳調書
（６）実延長調書
（７）実延長面積調書集計表
（８）橋梁調書

（留意点）
第37条　調書は、「発注者」で管理する道路の維持管理と関連するものである。さらに、関連部署及び関連省庁への報告資料となるので、作成前に係員と十分協議するものとする。

第８章　市道路線網図修正

（作業工程）
第38条　既存の市道路網図の原図について、本業務で加筆・修正等が必要な場合は適宜、実施するものとする。

第９章　道路附属施設・舗装台帳作成

（要旨）
第39条　道路附属施設・舗装台帳作成とは、「発注者」の道路附属施設管理効率化のための道路標識・照明等・現況舗装等の属性情報を既保有している検索システムについて、災害復旧等の工事履歴等の属性情報の作成及び更新の作業をいう。原則として、本業務の道路台帳（更新）整備の路線を対象とする。

（作業工程）
第40条　調書作成の工程は、次のとおりとする。
（１）データベース作成
（２）システム改修
（３）データリンク検査・校正

（データベース作成）
第41条　既往の災害復旧工事等の設計図面等各種資料を収集し、既存の検索システムとの互換・整合を図る作業。なお、本業務で追加更新する箇所について、位置情報と属性情報とのリンク付けを行い、維持管理に必要な属性データベースを更新・整備する。

（システム改修）
第42条　適正な検索が実現できるよう、メニューバーの追加、既存附属物データとの整合可能なシステム切り替え機能等を追加・改修する。

（データリンク検査・校正）
第43条　地図上での属性情報リンク（ポイント付け）、機能及びデータについて検査し、適宜校正する。

第１０章　成果品

（成果品）

第44条　本業務の成果品は、下記のとおりとする。

（１）道路現況平面図原図	1部
（２）道路台帳平面図原図	1部
（３）認定路線調書	1部
（４）道路現況調書	1部
（５）部分自歩道調書	1部
（６）地方交付税算定基礎資料	1部
（７）道路台帳調書	1部
（８）実延長調書	1部
（９）実延長面積調書集計表	1部
(10) 橋梁調書	1部
(11) 市道路線網図原図	1部
(12) 道路附属施設管理システム及び管理データ	1式
(13) その他協議により監督職員の定めるもの	1式

以　上

令和　8　年度

委　　託　　業　　務　　仕　　様　　書

白 石 市

作成日　　令和 8年 月 日

決　　裁											

業　　務　　名	令和8年度 白石市道路台帳整備(更新)業務
業　務　場　所	白石市内一円
業　務　概　要	道路台帳整備 1. 台帳図作成 道路改良　L=0.885km 2. 調書作成 道路改良　L=0.885km 3. 特殊調書作成 関連接続　1箇所 4. 市道路線網図修正 1式
履　行　期　間	自　　契約日の翌日 至　　令和　　9　年　　3 月　　19 日

総　括　表

名　　称	数　量	単　位	金　額	備　　考
業務価格費	1.0	式		
改め	1.0	式		
消費税相当額	1.0	式		10%
業務費合計	1.0	式		

内 訳 表

費　目	工　種	種　　別	細　　別	単 位	数　量	単　　価	金　　額	適　　用
直接費				**式**	**1**			
	道路台帳図作成			**式**	**1**			
	【道路改良(S=1/500)】			**式**	**1**			
		計画準備		ｋｍ	0.277			代価表第 1号
		現地測量		ｋｍ	0.277			代価表第 2号
		細部図化		ｋｍ	0.277			代価表第 3号
		編集		ｋｍ	0.277			代価表第 4号
		台帳図編集		ｋｍ	0.277			代価表第 5号
		台帳図製図		ｋｍ	0.277			代価表第 6号
		検査・校正		ｋｍ	0.277			代価表第 7号
	【道路改良(S=1/1,000)】			**式**	**1**			
		計画準備		ｋｍ	0.608			代価表第 8号
		現地測量		ｋｍ	0.608			代価表第 9号
		細部図化		ｋｍ	0.608			代価表第 10号
		編集		ｋｍ	0.608			代価表第 11号
		台帳図編集		ｋｍ	0.608			代価表第 12号
		台帳図製図		ｋｍ	0.608			代価表第 13号
		検査・校正		ｋｍ	0.608			代価表第 14号
	調書作成			**式**	**1**			
	【道路改良(S=1/500)】			**式**	**1**			
		調書平面図作成		ｋｍ	0.277			代価表第 15号
		データ作成		ｋｍ	0.277			代価表第 16号
		電算処理		ｋｍ	0.277			代価表第 17号
		検査・製本		ｋｍ	0.277			代価表第 18号
	【道路改良(S=1/1,000)】			**式**	**1**			
		調書平面図作成		ｋｍ	0.608			代価表第 19号
		データ作成		ｋｍ	0.608			代価表第 20号
		電算処理		ｋｍ	0.608			代価表第 21号
		検査・製本		ｋｍ	0.608			代価表第 22号
	特殊調書作成			**式**	**1**			
		関連接続路線の修正		箇所	1			代価表第 23号
	電算処理			**式**	**1**			
		電算基本料(総延長)		ｋｍ	536.282			代価表第 24号
	認定路線網図修正			**式**	**1**			
		網図原図修正		式	1			代価表第 25号

内 訳 表

費　目	工　種	種　　別	細　　別	単 位	数　量	単　　価	金　　額	適　　用
	道路付属施設・工事台帳作成（簡易検索Ｄ/Ｂ更新）			**式**	**1**			
		線形・属性入力		箇所	13			代価表第 26号
		実行ファイル作成		式	1			代価表第 27号
		システム保守管理		式	1			代価表第 28号
間接費				**式**	**1**			
	諸経費			**式**	**1**			
業務価格費								
改め								
消費税								**10.0%**
業務費合計								

令和８年度　　白石市道路台帳整備　（更新）業務　　整備数量表

No.	路線番号	路線名	箇所	1/500	1/1,000	新規(m)	改良(m)	舗装(m)	変更(m)	橋梁(所)	接続(所)	接続路線	図面番号	適用（工事概要）
						計画	計画	計画	計画	計画	計画			
1	20229	鷹巣西４号線	鷹巣西2丁目	☆			6.6						H8	乗入れ設置・側溝入れ替え
2	20083	緑が丘団地1号線	緑が丘	☆			6.0						H4	KCフォーム側溝蓋
3	20164	白石沖西堀2号線	白石沖	☆			4.8						H6	乗入れ設置
4	1001	中央通り線	大平森合字清水田	☆			23.7						I9	砂利敷、アスファルト舗装
5	20280	郡山長町線	長町	☆			0.6						E20	集水桝新設
6	1019	鎌先１号線	福岡深谷字地蔵堂		★		15.4						1019(8-1)	舗装打ち換え・側溝入れ替え
7	20004	郡山線	郡山字芳ケ沢		★		92.0				1	20220	20004(4-1)	舗装工(拡幅)、蓋版据付け
8	10040	下館線	福岡深谷字下舘		★		140.0						10040(2-2)	蓋版据付け
9	10153	狐壇歩道橋線	福岡長袋字陣場が丘	☆									E8	路線廃止(総延長76m)
10	20232	鷹巣西７号線	鷹巣西2丁目	☆			37.4						H8	側溝設置、標識、区画線等
11	10061	陣場ヶ丘４号線	福岡長袋字陣場が丘	☆			64.3						E4	法面工等
12	10143	鎌先街道線	福岡蔵本字西坂		★		14.1						10143(5-3)	法面工、排水工
13	10094	愛宕線	福岡蔵本字下館	☆			134.0						G1	水路改修
14	2013	三住線	白石市福岡八宮字原		★		347.2						2013(13-1,13-2)	道路拡幅
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														

工種	種別		縮尺 1/500	縮尺 1/1,000	整備計画計
台帳図作成 調書作成	新規整備	計画	0.0	0.0	0.0 ｍ
	道路改良	計画	277.4	608.7	886.1 ｍ
	舗装新設	計画	0.0	0.0	0.0 ｍ
	路線変更	計画	0.0	0.0	0.0 ｍ
合　計		計画	277.4	608.7	886.1 ｍ
特殊調書作成	橋梁調書	計画	0		0 箇所
	関連接続	計画	1		1 箇所

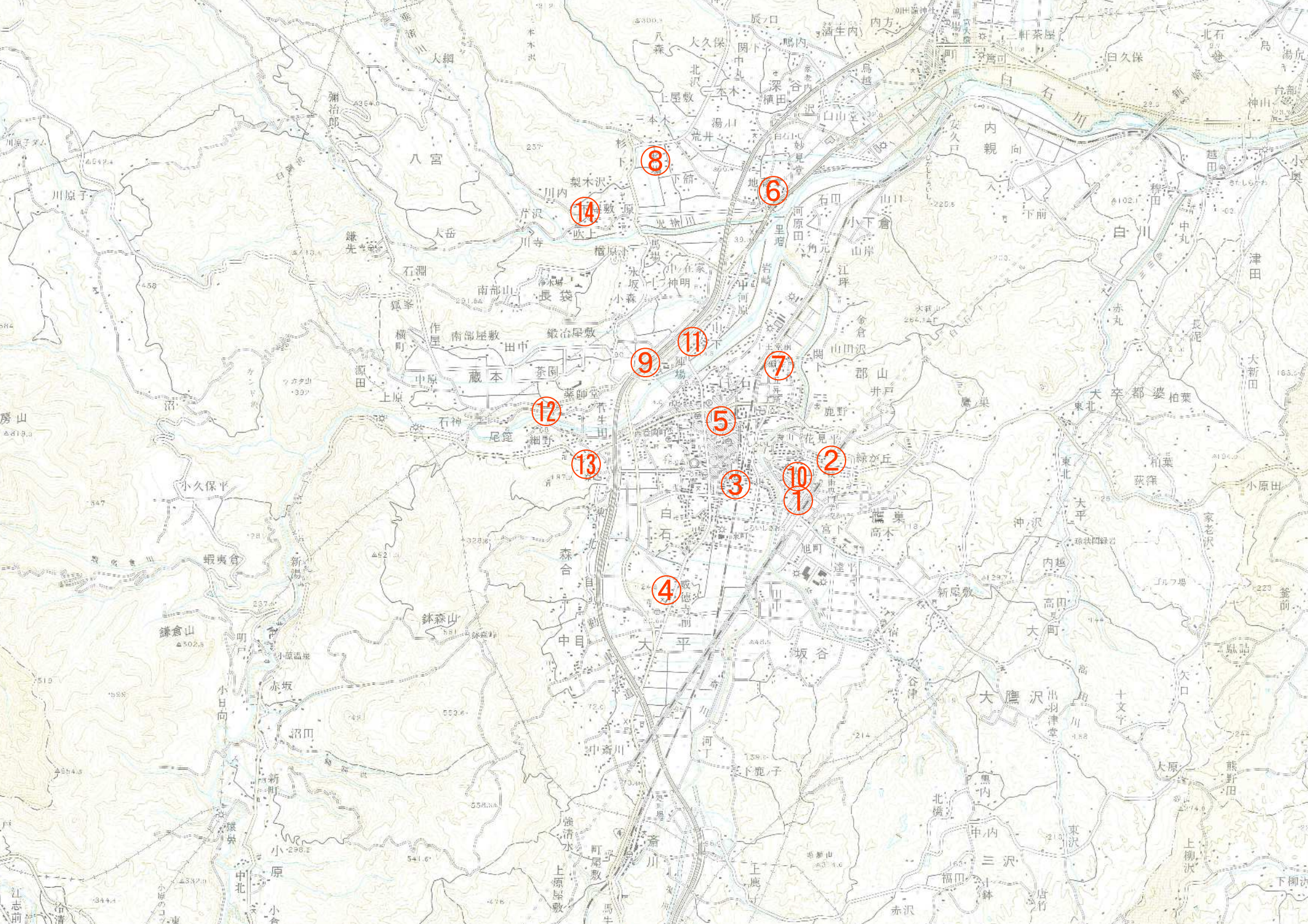
⑧
⑥
⑭
⑪
⑨
⑦
⑫
⑤
⑬
②
⑩
③
①
④

1:500
H8

白石市現況平面図

（道路台帳図）

H3

H7

H9

H13

H8

H2	H3	H4
H7		H9
H12	H13	H14

①鷹巣西４号線L＝6.60m

アジア航測株式会社調製

白石市

H8

B1

②

1:500
H4

白石市現況平面図

（道路台帳図）



アジア航測株式会社調製

白石市

1:500

H4

1:500
H6

白石市現況平面図

（道路台帳図）

③



アジア航測株式会社調製

白石市

H6

1:500

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭55、東公第 49 号

④

④中央通り線
L=23.7m

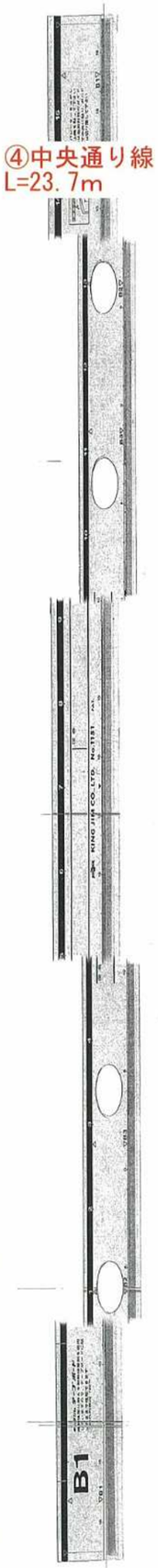

白石市現況平面図

(道路台帳図)

1:500
I9

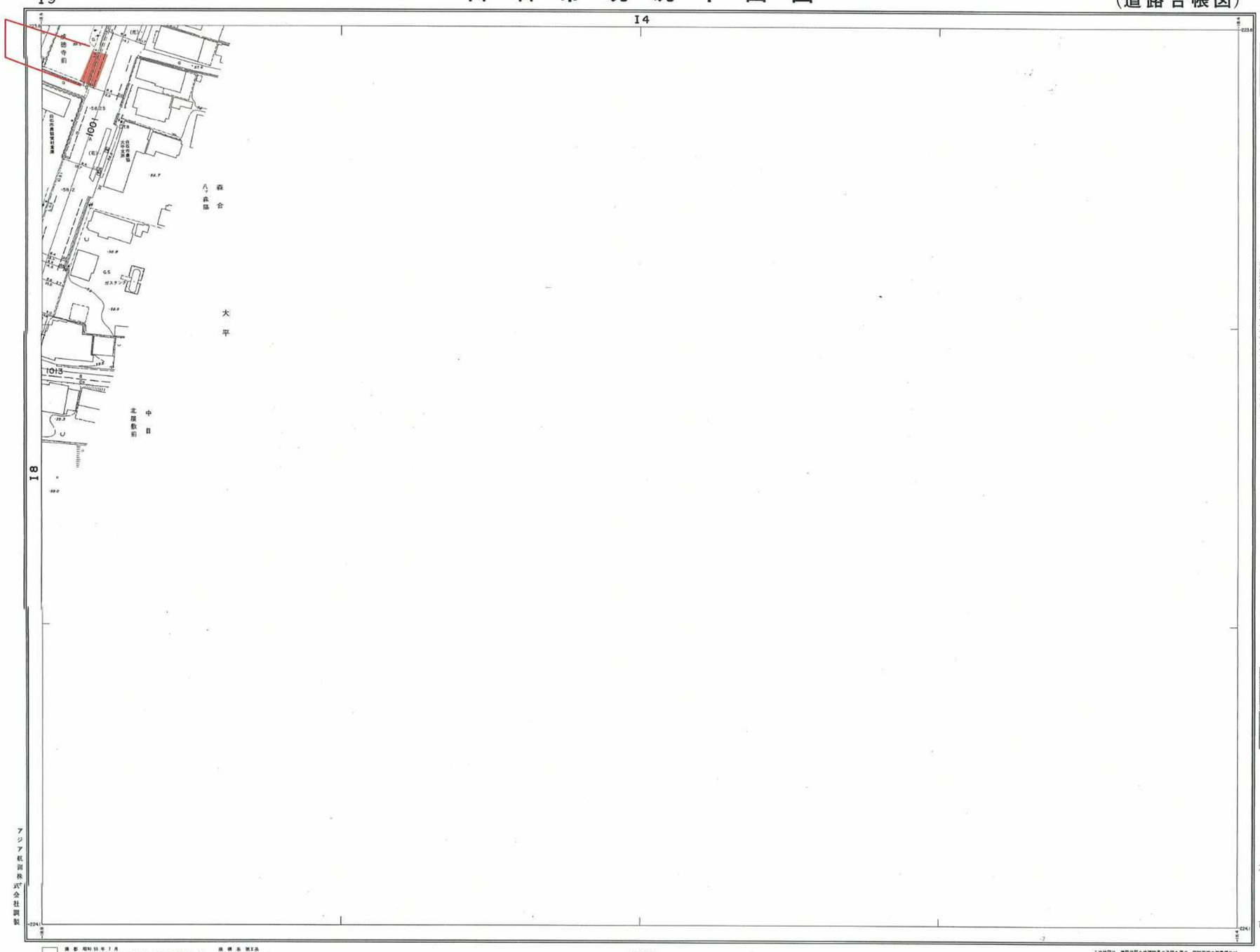

⑤

1:500
E 20

白石市現況平面図

（道路台帳図）

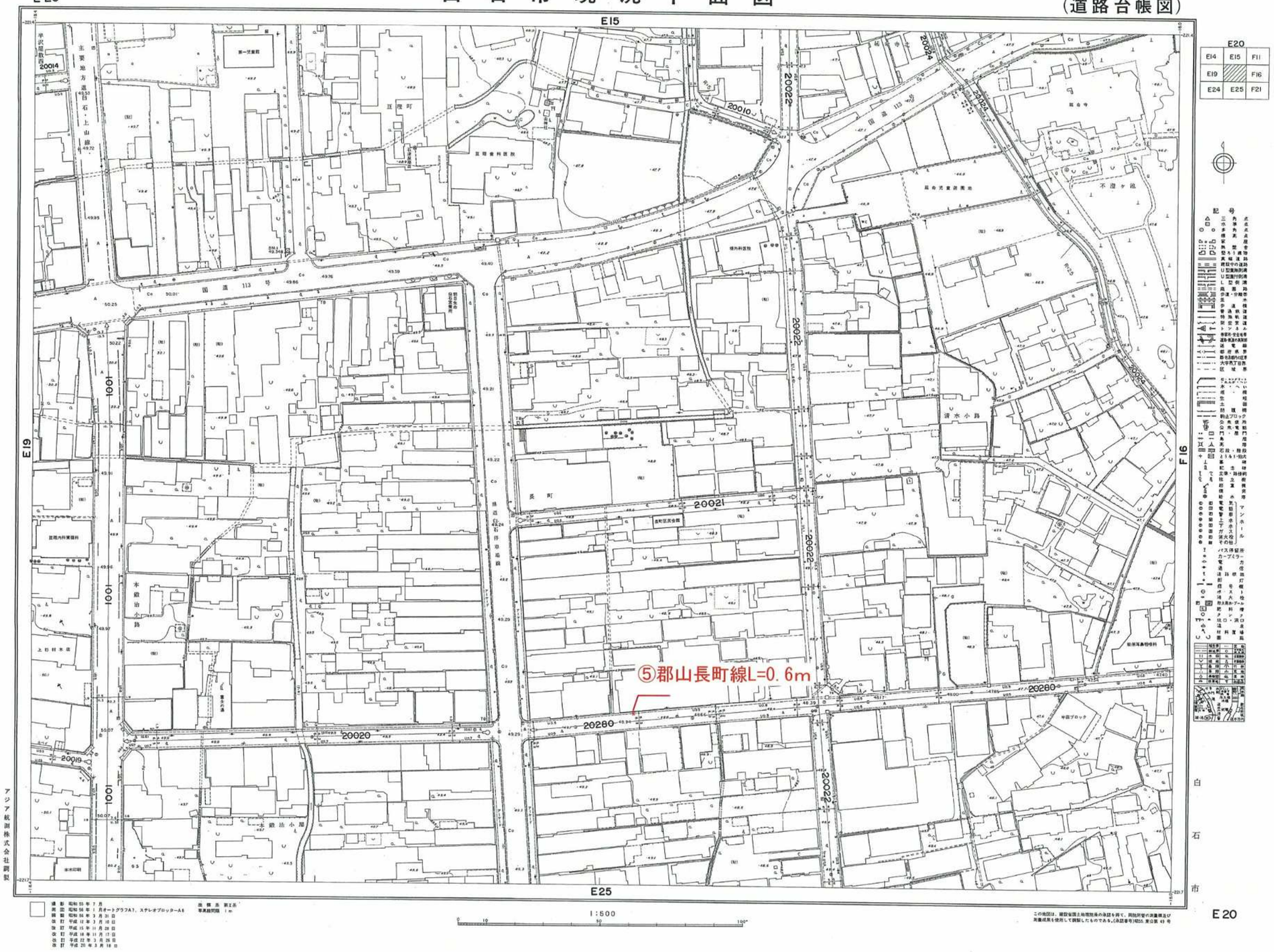

アジア航測株式会社調製

1:500

E 20

⑥

1:1,000

白 石 市 現 況 平 面 図

（道 路 台 帳 図）

道路種別	1級 市道	路線番号	1019	路線名	鎌先1号線	起点	白石市福岡深谷字地蔵堂25番地	認定年月日	平成13年3月14日	図面番号	8－1
						終点	白石市福岡蔵本字鎌先一番9番地の1				

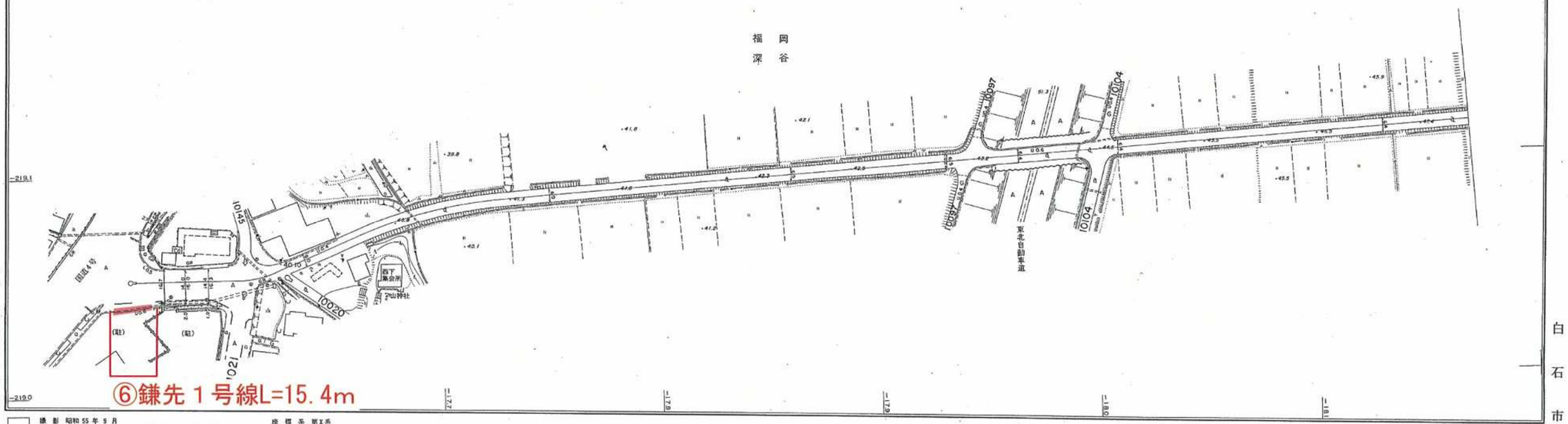

撮影 昭和55年9月
測図 昭和56年2月 オートグラフA7，ステレオプロッターA8
調製 昭和56年3月31日
改訂 平成14年2月28日 改訂 平成30年3月30日
改訂 平成21年3月27日
改訂 平成26年1月31日

座標系 第Ⅸ系
等高線間隔 1m

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭55. 東公第 49 号

アジア航測株式会社調製

白石市

⑦

白 石 市 現 況 平 面 図

1:1,000

（道 路 台 帳 図）

道路種別	その他市道	路線番号	20004	路線名	郡山線	起点	白石市字十王堂前1番地	認定年月日	昭和56年10月1日	図面番号	4－1	
						終点	白石市小下倉字岩崎山44番地					

⑦郡山線L＝92m

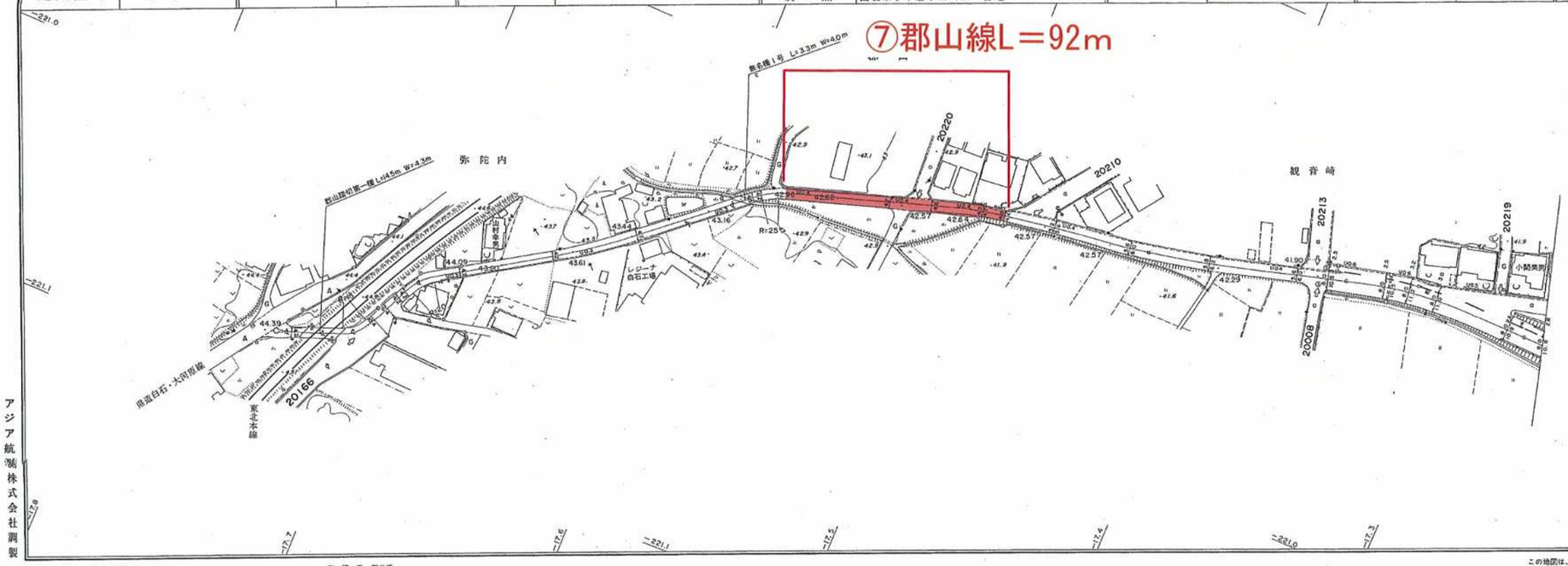

撮 影 昭和 55 年 9 月
測 図 昭和 56 年 2 月 オートグラフA7，ステレオプロッターA8
調 製 昭和 56 年 3 月 31 日
改 訂 平成 元 年 3 月 20 日 改 訂 平成 21 年 3 月 27 日
改 訂 平成 10 年 2 月 27 日

座 標 系 第X系
等高線間隔 1m

1:1,000
0 10 20 30 40 50 100 200m

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭55. 東公第 49 号

⑧

1:1,000

白 石 市 現 況 平 面 図

（道 路 台 帳 図）

道路種別	その他 市道	路線番号	10040	路線名	下館線	起点	白石市福岡深谷字下舘145番地の2	認定年月日	昭和56年10月1日	図面番号	2－2
						終点	白石市福岡深谷字松場8番地の2				

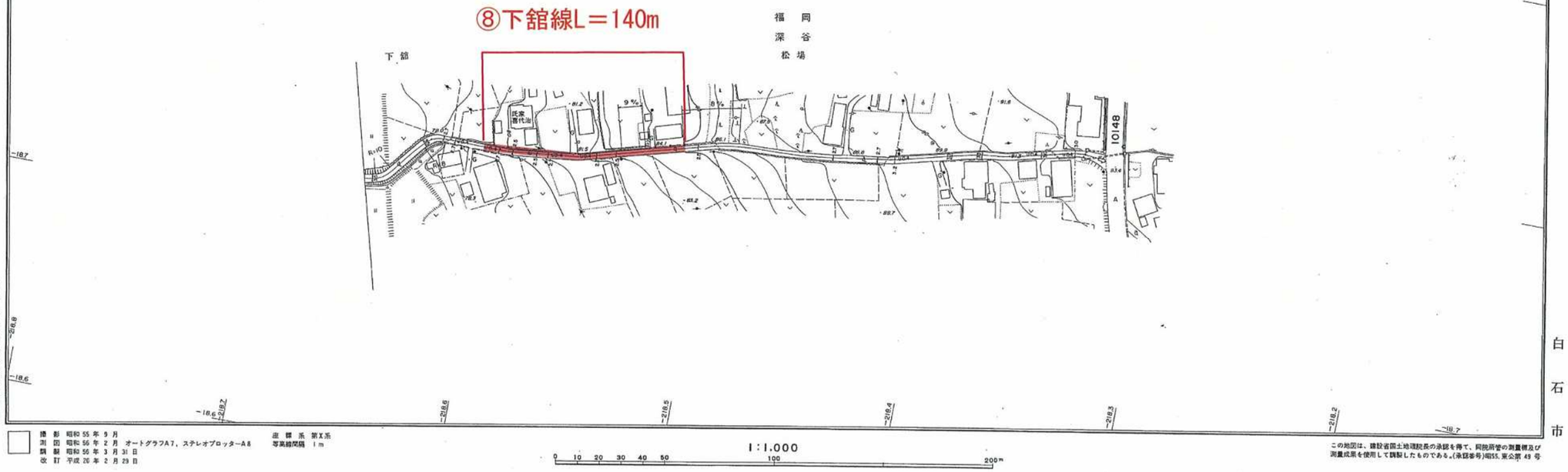

アジア航測株式会社調製

撮影 昭和55年9月
測図 昭和56年2月 オートグラフA7，ステレオプロッターA8
調製 昭和56年3月31日
改訂 平成20年2月29日

座標系 第X系
等高線間隔 1m

1:1,000
0 10 20 30 40 50 100 200m

白石市

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭55.東公第49号

白 石 市 現 況 平 面 図

（道路台帳図）

1:500

E8

E3

E9

E13

E12

E14

⑨狐壇歩道橋線L＝76m
（路線廃止）

狐壇歩道橋

山根跡道橋

白石跨道橋

1020

10066

10065

10060

10063

福岡小学校

体育館

プール

グラウンド

福岡中学校給食室

白石市警察官駐在所

旧本塩竈

塩竈

福岡

長袋

陸場

国道七ヶ宿・白石線

県道七ヶ宿・白石線

白石川

白石市

アジア航測株式会社調製

調製　昭和55年3月
測図　昭和55年3月オートグラフA7、ステレオプロッターA8　基準系　第Ⅱ系
調整　昭和56年3月31日　等高線間隔　1m
改訂　平成28年3月18日

1:500

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院調整の測量標準及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）昭55.常公第49号

KING JIM CO.,LTD. No.1151
B1

⑩

1:500
H8

白石市現況平面図

（道路台帳図）

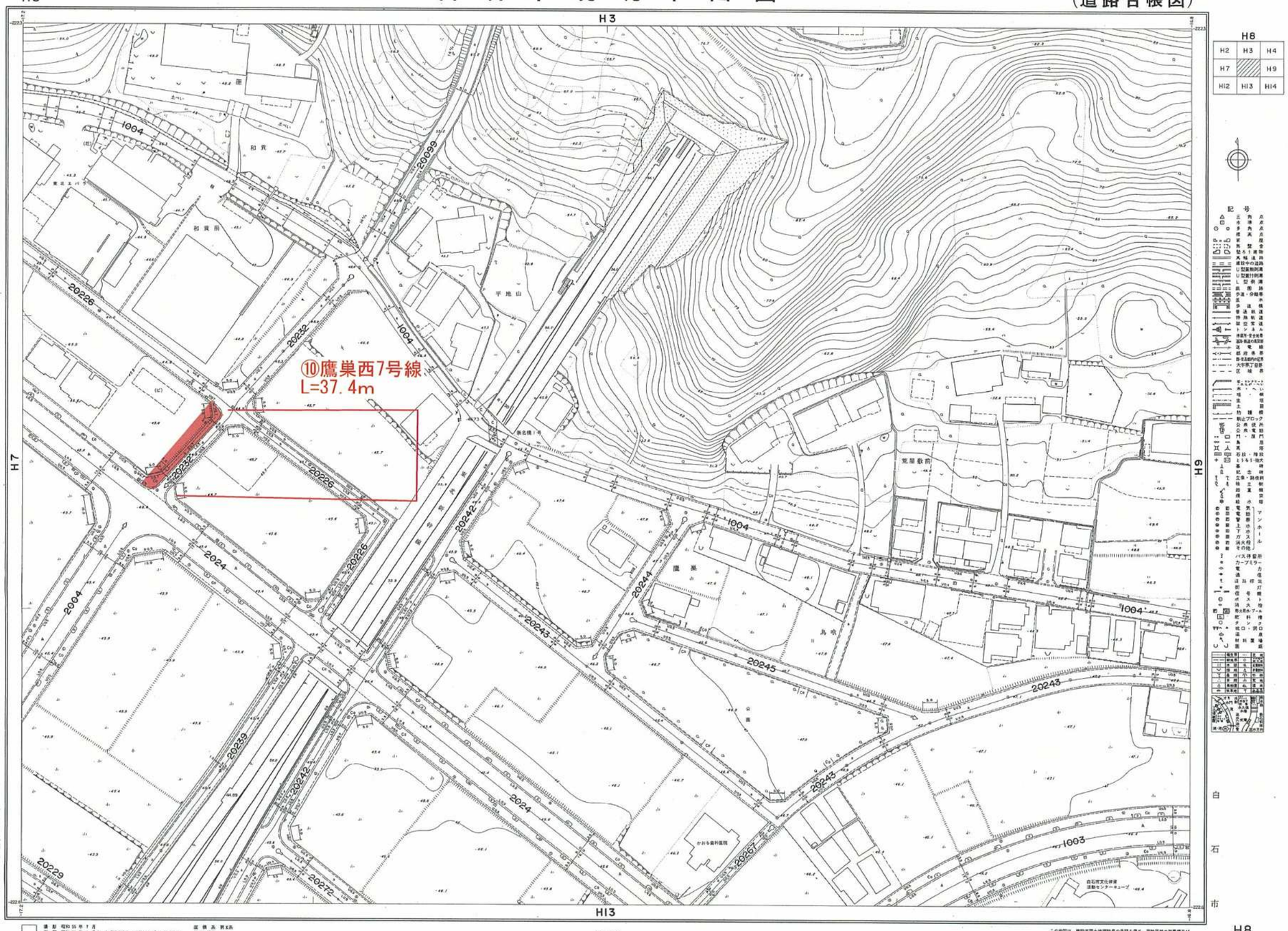

アジア航測株式会社調製

1:500

H8

⑪

1:500
E4

白石市現況平面図

（道路台帳図）

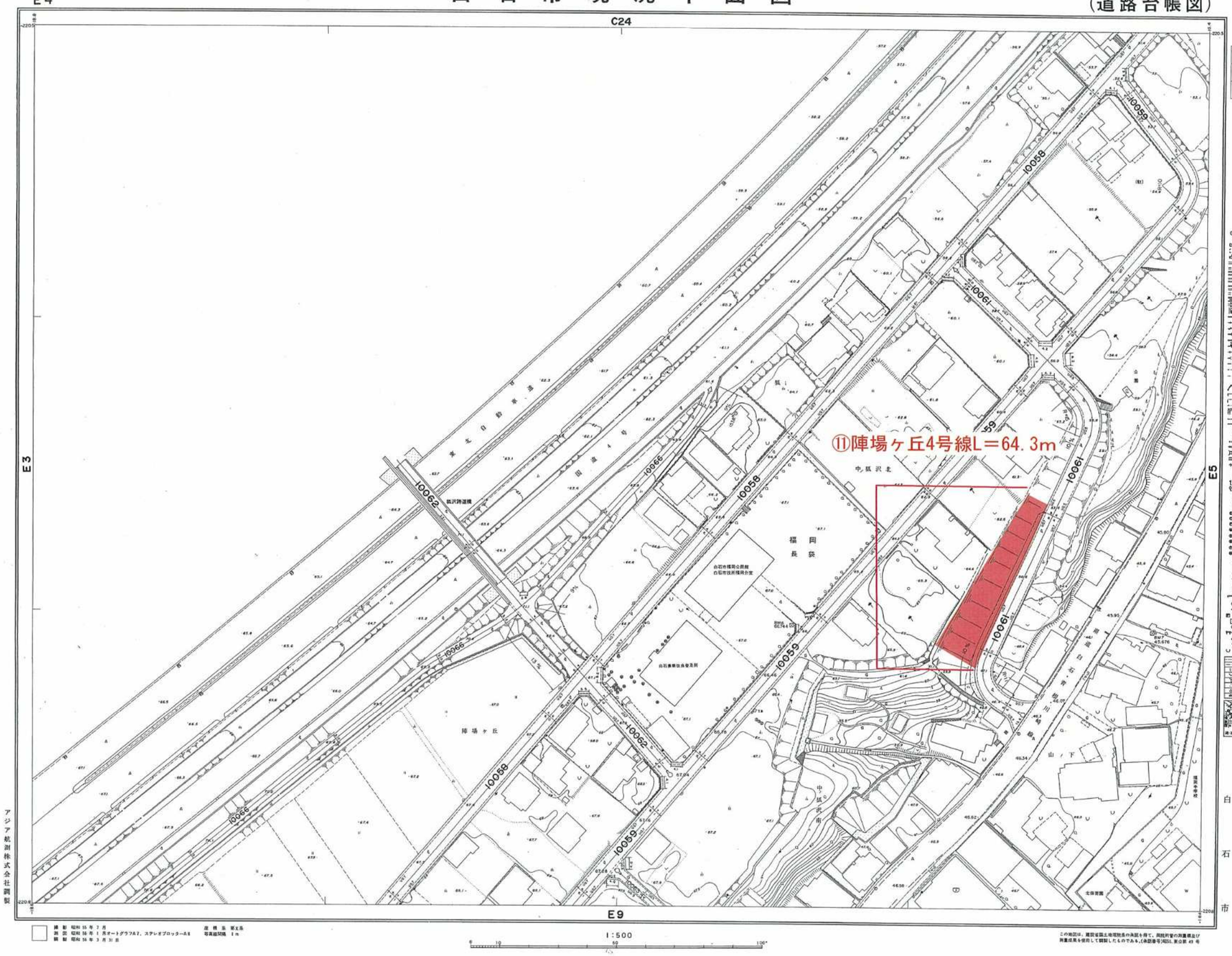

アジア航測株式会社調製

1:500

E4

⑫

1:1,000

白 石 市 現 況 平 面 図

（道 路 台 帳 図）

道路種別	その他 市道	路線番号	10143	路線名	鎌 先 街 道 線	起点	白石市福岡蔵本字下原沖97番地	認定年月日	平成10年6月11日	図面番号	5－3	
						終点	白石市福岡蔵本字越前141番地					

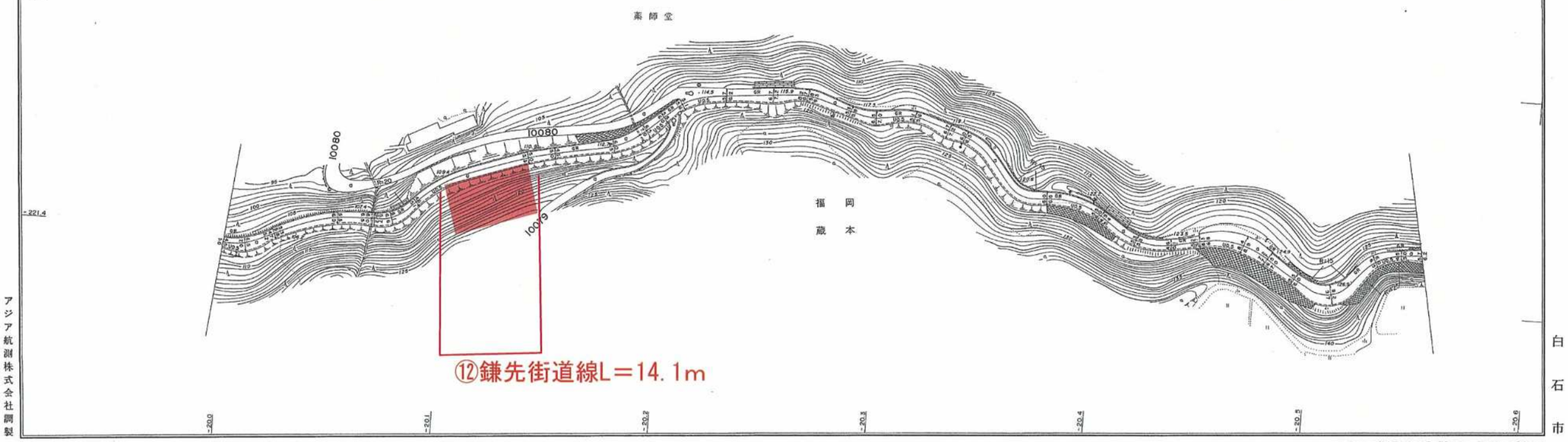

アジア航測株式会社調製

白石市

撮 影 昭和 55 年 9 月
測 図 平成 11 年 2 月 26 日オートグラフ AT，ステレオプロッター A8
調 製 平成 11 年 2 月 26 日

座 標 系 第Ⅹ系
等高線間隔 1m

1:1,000
0 10 20 30 40 50 100 200m

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）昭55. 東公第 49 号

⑬

1:500
G1

白石市現況平面図

（道路台帳図）

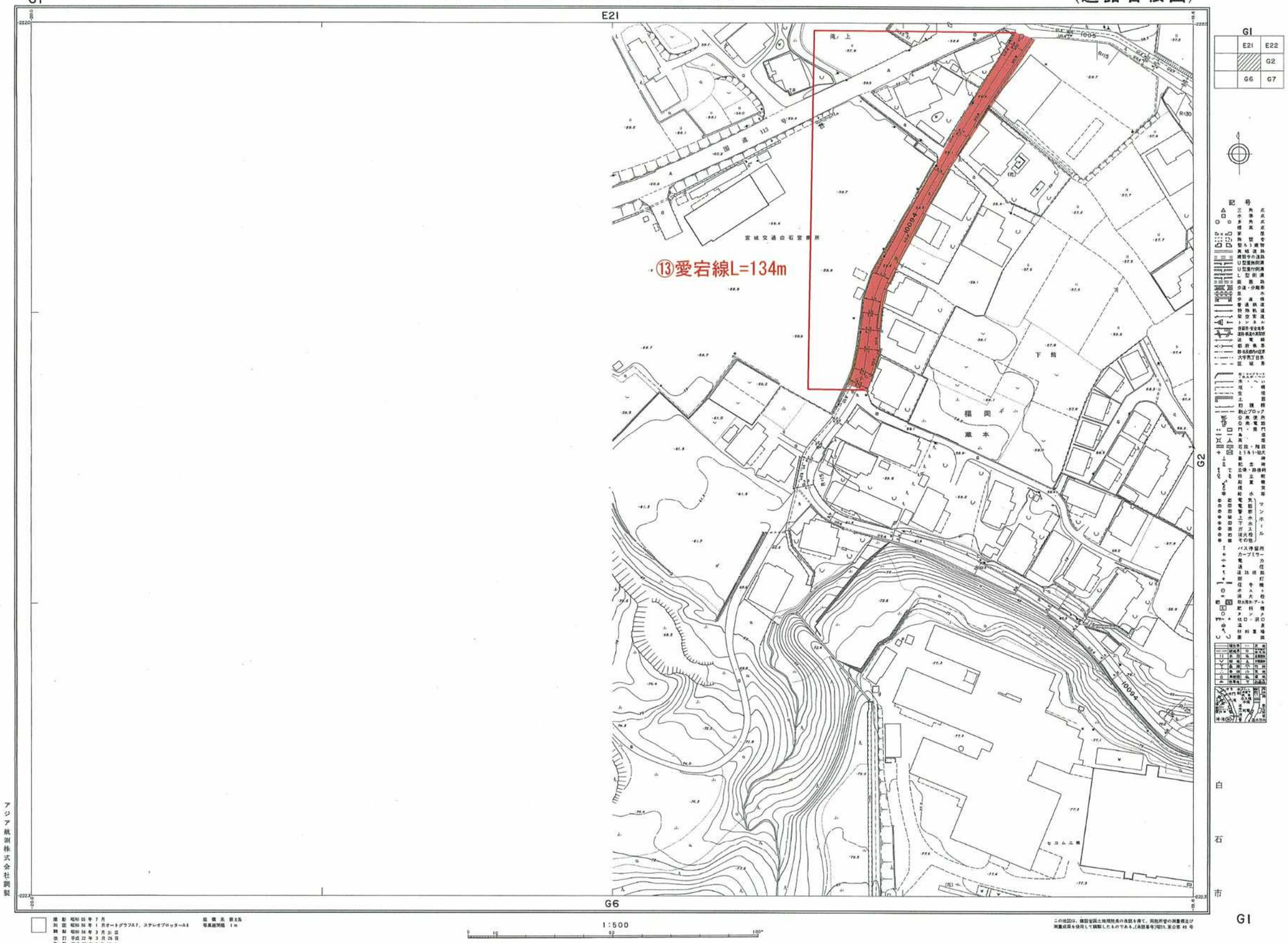

	E21	E22
		G2
	G6	G7

アジア航測株式会社調製

1:500

G1

B1

1:1,000

白 石 市 現 況 平 面 図

（道 路 台 帳 図）

道路種別	2級 市道	路線番号	2013	路線名	三住 線	起点	白石市福岡八宮字原9番地の3	認定年月日	平成3年12月25日	図面番号	13－1	
						終点	白石市福岡深谷字三住63番地の1					

⑭三住線L＝347.2m



アジア航測株式会社調製

撮影 昭和55年9月
測図 昭和56年2月 オートグラフA7，ステレオプロッターA8
調製

座標系 第Ⅹ系
等高線間隔 1m

1:1,000
0 10 20 30 40 50 100 200m

白石市

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）昭55. 東公第 49 号

1:1,000

白 石 市 現 況 平 面 図

(道 路 台 帳 図)

道路種別	2級 市道	路線番号	2013	路線名	三住 線	起点	白石市福岡八宮字原9番地の3	認定年月日	平成3年12月25日	図面番号	13－2	
						終点	白石市福岡深谷字三住63番地の1					

⑭三住線L＝347.2m

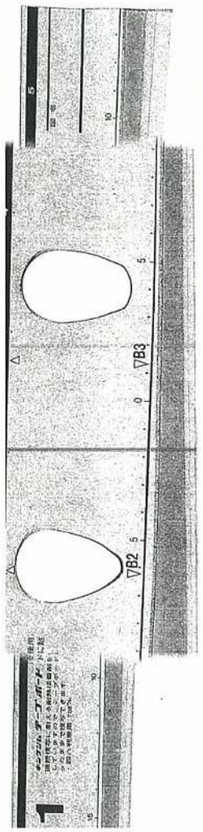

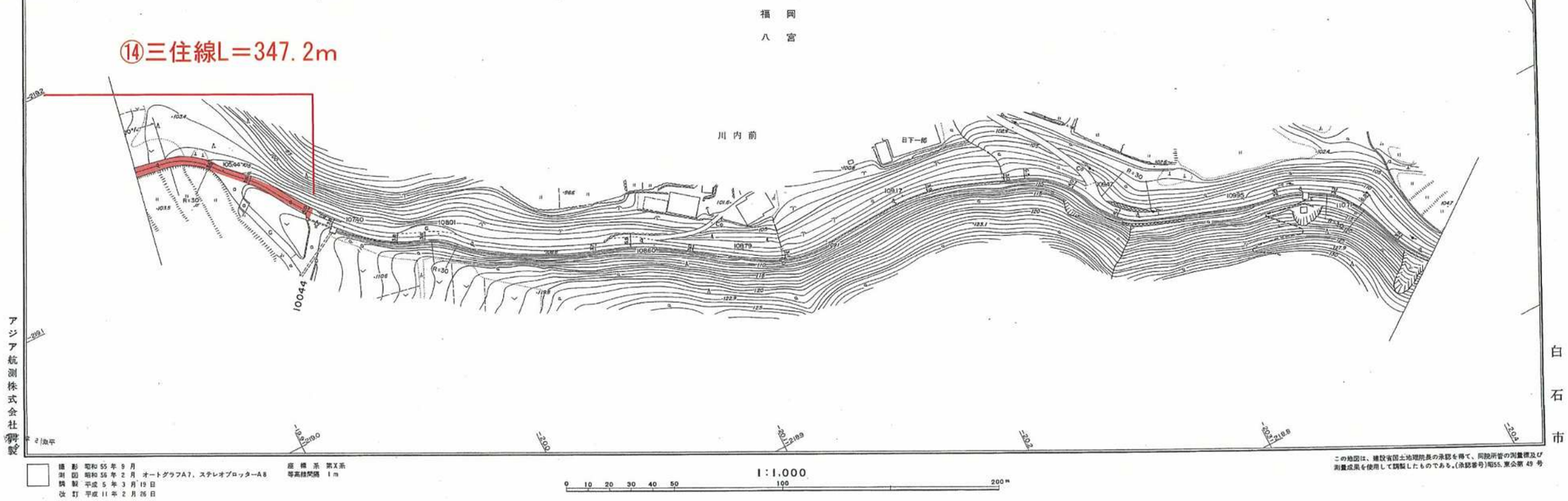

撮 影 昭和55年9月
測 図 昭和56年2月 オートグラフA7、ステレオプロッターA8
調 製 平成5年3月19日
改 訂 平成11年2月26日

座 標 系 第X系
等高線間隔 1m

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭55.東公第49号

アジア航測株式会社 調製

白石市